

ヘルプカードの配布

- 障害福祉課 ☎77515122
- ☎77618872
- 高齢介護課 ☎77515124
- ☎77618872
- 危機管理防災課 ☎77515140
- ☎77519927

障害のある人(難病患者を含む)や高齢者などが、災害時や緊急時または日常生活の中で困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための「ヘルプカード」の配布を開始します。カードは、障害福祉課、高齢介護課、危機管理防災課、各支所・出張所で希望する人に配布します。緊急時に備え、ヘルプカードに必要事項を記入し、携帯するようにしましょう。



3月定例市議会 平成29年度当初予算案などを可決・同意

- 総務課 ☎77514963
- ☎77519819

3月定例市議会は2月24日～3月22日の27日間の会期で開かれました。この議会では、平成29年度当初予算案などの議案が審議され、市長提出の27議案は全て原案のとおり可決または同意されました。可決された当初予算には、民間保育園の新設を支援する費用や、全国のコンビニエンスストアで住民票などが取得できるようにする費用、市内全域の道路照明灯をLED化する費用などを計上しています。

公平委員会委員の選任

公平委員会委員に藤木孝男氏を再任することが同意されました。

年金受給者の届け出

- 保険年金課 ☎77515137
- ☎77519827
- 大宮年金事務所 ☎65213339

年金受給者が住所や年金の受け取り先を変更する場合は届け出が必要で(下表参照)、届け出先は原則として大宮年金事務所です。ただし、共済年金については共済組合に届け出が必要な場合があります。各届出書(障害年金の診断書・はがき以外)は、大宮年金事務所または保険年金課にあります。

現況届・住所変更届

現況確認や住所の変更については、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)によって確認できるため、届け出は原則不要です。ただし次の①～④のいずれかに該当する人は、提出が必要です。①日本人

金機構で住民票コードの確認ができていない②日本年金機構が管理している年金受給者の基本情報(住所、氏名、生年月日、性別)が住基ネットと相違している③住基ネットに参加していない市区町村に住んでいる④外国に住んでいる ※詳しくは大宮年金事務所に問い合わせてください。

届け出事由	手続き内容	提出期限
誕生月を迎えた	年金受給権者現況届 ※1	誕生月内
住所を変えた	年金受給権者住所変更届	14日以内
年金の受け取り先を変えたい	年金受給権者受取機関変更届	随時
氏名を変更した	年金受給権者氏名変更届	14日以内
年金を受けている人が死亡した	未支給年金、遺族年金の請求 ※2	誕生月内
障害年金の診断書・はがきが届いた	障害年金受給者障害状態確認届 ※3	誕生月内
	障害年金受給者所得状況届 ※4	7/31(月)

※1 個人番号(マイナンバー)の記入や住民票などの添付が必要です。詳しくは大宮年金事務所に問い合わせてください。
 ※2 受けていた年金の種類などによって手続きが異なります。詳しくは大宮年金事務所に問い合わせてください。
 ※3 障害基礎年金は保険年金課、障害厚生年金は大宮年金事務所、障害共済年金は共済組合に診断書を提出してください。
 ※4 20歳前の病気で障害年金を受けている人に限り、7月上旬に届きます。提出先は保険年金課です。

県ドクターヘリコプター 臨時ヘリポート

- 警防課 ☎77511312
- ☎77522300

市民の尊い命を救うため、1月に県ドクターヘリコプター(ドクターヘリ)の臨時ヘリポートとして、新たに中央小学校を登録しました。臨時ヘリポートは、ドクターヘリと救急隊が合流するためのものです。ドクターヘリで医師と看護師が救急現場に向かい、現場から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命処置を行うことは、救命率の向上や後遺障害の軽減につながります。なお、現在、市内には、臨時ヘリポートとして7施設が登録されています。

【登録施設】上尾運動公園サブグラウンド／上尾南高校／上尾鷹の台高校／平方スポーツ広場／上平公園多目的広場／小泉氷川山公園／中央小学校

※ドクターヘリを運航する場合は、救急車の他に消防車が臨時ヘリポートに出動します。ドクターヘリが安全に離着陸するために、ご協力をお願いします。



飼い主のいない猫の不妊・去勢手術

生活環境課 ☎775-6940

☎775-9872

市と市内の獣医師が協定を締結し、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を無料で実施しています。手術を受けられるのは次の①～④の全てに該当する場合です。①市内に生息している飼い主のいない猫であること、②第三者から確認が取れる③申請者が市内に住所を有している④手術後は終生飼養できる者に引き渡すか、元の場所で餌やりなどを継続する場合、⑤近隣の迷惑がからないようにする⑥現地調査、猫の受け渡しが可能にできる

※事前に申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

納税は期限内に

納税課 ☎775-5135

☎775-9846

税は納期限を過ぎると延滞金が増算されますので、納期限内に納付しましょう。■市役所、各支所出張所、市指定金融機関、市収納代理金融機関、全国のコンビニエンスストアなど

※詳しくは納付書の裏面をご覧ください

■モバイルレジでの納付も
モバイルレジ納付とは、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラ機能で読み取り、モバイルバンキングを利用することで納付ができるサービスです。詳しくはNTTデータのモバイルレジホームページ(パソコンからは<http://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>、携帯電話からは<https://bc-pay.jp/>)で確認してください。

【税の納期限】

市・県民税(普通徴収)	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税(普通徴収)	振替日(納期限日)
第1期	第1期	全期		5/31(水) 6/30(金)
第2期	第2期		第1期	7/31(月)
第3期	第3期		第2期	8/31(水)
第4期	第4期		第3期	10/2(月)
			第4期	10/31(水)
			第5期	11/30(木)
			第6期	12/28(水)
			第7期	2018/1/31(水)
			第8期	2/28(水)



5月1日(月) 開始

荒川の洪水情報を配信

国土交通省荒川上流河川事務所 防災情報課
☎049-246-6384・☎049-243-6078
上尾市危機管理防災課
☎775-5140・☎775-9927

近年、記録的な豪雨により、全国的に大規模な水害や土砂災害が頻発しています。また、気候変動の影響により、今後はますます洪水の発生頻度が高まることが予想されています。そのため、国が中心となり、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築をめざして、荒川水系(埼玉県)の44市町、埼玉県、気象庁熊谷地方気象台などが連携・協力して対策を一体的、計画的に推進しています。

今回、この取り組みの一つとして、大規模な洪水が荒川で発生した場合に、携帯電話やスマートフォンに対して洪水情報*の配信を上尾市全域で開始します。

*…洪水情報とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報や氾濫発生情報の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

配信エリア 上尾市全域

対象の水位観測所

- 荒川治水橋観測所
- 荒川熊谷観測所

配信する情報

※熊谷観測所の場合の例

【件名】河川氾濫のおそれ

【本文】荒川の熊谷(熊谷市)地先付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。

防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

このメールは、上尾市域に配信しています。

※配信エリア内にいる全ての人に、自動的にメールが送られ、事前の登録などは必要ありません。また、情報料・通信料は無料です。

実施しましょう！ 自衛消防訓練

消防本部予防課 ☎77511314
☎77512230

火災は、いつ、どこで発生するか予測できません。火災が発生したとき、被害の拡大を防ぐには、消防隊が来るまでの間、そこにいる人たちが適切に判断し、行動しなければなりません。しかし、いざというときに慌ててしまい、適切な行動が取れずに被害が拡大してしまうケースが多くあります。そのような事態を未然に防ぐためには、定期的な自衛消防訓練の実施が大切です。繰り返しの訓練が万一のときに役立ちます。

なお、消防法により多数の人が出入りし、勤務や居住する一定規模以上の事業所には、定期的な自衛消防訓練の実施が義務付けられています。詳しくは、お近くの消防本部、消防署に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。



光化学スモッグにご注意を

生活環境課 ☎77516940
☎77519872

ガソリンや溶剤などに含まれる揮発性有機化合物が、強い紫外線を受けて自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物と化学反応を起し、光化学オキシダントという物質を作り出します。光化学オキシダントの濃度が高くなると、大気に白いもやがかかったようになり、この現象を光化学スモッグといいます。5～9月は光化学スモッグが発生しやすい時期です。光化学スモッグは目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。

光化学スモッグ注意報が発令されたら、屋外での激しい運動は避け、目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう。高齢者や子どもは被害を受けやすいので、特に注意してください。また、自動車の使用を控えましょう。

■光化学スモッグ注意報などのメール配信サービス

県では、光化学スモッグ注意報などについて、メール配信サービスを行っています。メール配信は、ホームページ ☎<http://www.taiki-kansai.pref.saitama.lg.jp/m/hatsu>

rei/mlhtml)か、左記のQRコードから登録してください。



パソコン・
携帯電話
対応

木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度と無料簡易耐震診断

建築安全課 ☎77518490
☎77519906

昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅で、専門家が行う耐震診断・耐震改修に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。また、市による木造住宅の図面を用いた無料簡易耐震診断も受け付けています。※いずれの補助金にも交付の条件があります。また、診断や工事の契約を行う前に補助申請を行い、交付決定後に契約してください。

■耐震診断補助制度

■次の①～④の全てに該当していること①当該住宅に居住し、市税を完納している②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している③在来軸組工法(木造の柱や梁で構造を支える方法)または枠組壁工法(ツーバイフォー工法)の2階建て以下④診断は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者(所

属する建築士が実施)【補助金額】耐震診断に要した費用の2分の1の額で上限5万円(千円未満切り捨て)

■耐震改修補助制度

■次の①～⑥の全てに該当していること①当該住宅に居住または居住を予定し、市税を完納している②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下④耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された⑤現行の耐震基準に適合させるための耐震改修である⑥改修設計は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行う【補助金額】耐震改修に要した費用の23分の額で上限40万円

■木造住宅の無料簡易耐震診断

市では、平成12年5月末までに着工された2階建て以下の木造住宅(工業化住宅を除く)の簡易耐震診断を随時、無料で受け付けています。住宅の図面(設計図など)を基に「コンピュータで簡易な耐震診断をして、耐震性能を4段階で評価します。図面は、建築当時の建築確認申請書(副本)か、壁や窓の位置が分かる各階平面図を用意して直接、建築安全課へお越しください。

市長 キラリ 通心

平均を上げる人

市長 島村 穰



市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
新緑が目まぶしい季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

ことしの市内小・中学校の入学式は、晴天にも恵まれ満開の桜が出迎えてくれた素晴らしい1日になりました。上尾市役所にも49人の新規採用職員を迎え、新年度がスタートしました。新入職員には、一期一会が多い市役所の窓口では、目の前の市民の方と接するのはこの一度きりだという気持ちを常にもち、笑顔で帰っていただけるよう、最高のおもてなしを心掛けるようにと訓示をしました。新たな年度の節目を迎え、さらなる飛躍に向けて詩人の安積得也さんの詩を紹介させていただきます。

あの人に来てから 職場が明るい
あの人に来てから 職場に出るのが楽しみだ

あの人に来てから

驚くほど職場の平均が上がってきた
平均を上げる人は偉いかな

一人残らず 平均を上げる人になれ
では何をするのか、と思うかもしれませんが、特別な事をするわけではないのです。気持ちの良いあいさつをする。相手の立場に立って考え行動する。感謝の気持ちをもって丁寧に接する。こうした当たり前のことが当たり前になることで、気持ちの良い職場へと形作られていくのだと思います。職場に限らず、家庭や学校も同じです。当たり前のことを行動に移すその一歩が大切ですし、いつでも始めることができます。皆さんが心掛けていただければ、上尾市全体がさらに気持ちの良いまちになりますね。

さて、この季節は上尾丸山公園のツツジやバラをはじめ、市内は新しい緑や花々が溢れます。都市的な街並みと豊かな自然が併存した、魅力あふれる「上尾」を堪能するため、ぜひとも自転車で出掛けてみてはいかがでしょうか。荒川沿いにはサイクリングロードがあり、市内の主要道路には自転車レーンの整備も進んでいます。素晴らしい景色と、適度な運動で心と体のバランスを整えて、今月も元気に頑張りましょう。

【児童扶養手当(月額)】

児童数	全部支給	一部支給
1人目	42,290円	9,980円~42,280円
2人目	9,990円	5,000円~9,980円
3人目以降	5,990円	3,000円~5,980円

【特別児童扶養手当(月額)】

等級	改定前	改定後
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円

【障害児福祉手当(月額)】

改定前	改定後
14,600円	14,580円

【特別障害者手当(月額)】

改定前	改定後
26,830円	26,810円

【経過的福祉手当(月額)】

改定前	改定後
14,600円	14,580円

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の額が左表のとおり改定されました。

子ども支援課(児童扶養手当)
TEL 77516819
FAX 77415342

障害福祉課(特別児童扶養手当他)
TEL 77515123
FAX 77618872

児童扶養手当・特別児童扶養手当などの改定

市税などを滞納している人に自動音声による電話催告を実施

納税課 TEL 775-5194・FAX 775-9846

市税などは、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源です。
税負担の公平性と滞納を解消するため、納期限を過ぎても納付の確認ができない人に対し、平成29年7月から自動音声による電話催告(未納のお知らせと納付のお願い)を行います。
なお、この電話催告で、特定の金融機関の口座を指定して振り込みを求めたり、現金自動預払機(ATM)の操作を求めたりすることは一切ありません。



■とき ■ところ ■内容 ■対象 ■費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ■定員 ■持ち物
■申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ■問い合わせ

省エネ対策推進奨励金

環境政策課 ☎77516925

☎7759872

■次の①②のいずれの条件も満たす人①市内に住所があり居住している②奨励金申請時に市税を完納している ※店舗や事業所は申請対象になりません。【対象になる省エネ対策】次の①③からそれぞれ一つ選択可(一帯帯・同一年度内)①住宅用太陽光発電システム、太陽熱温水器または水式ソーラーシステム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)、ハイブリッド給湯器、グリーンカーテン②電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、電動バイク③HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム) 【交付要件】4月1日以降に購入・設置し、平成30年3月30日(金)までに申請手続きが完了するもの ■5月8日(月)から省エネ対策対象機器を購入・設置・支払い後に申請書(環境政策課、市役所1階総合案内、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、必要書類を用意して直接、環境政策課へ(土(祝)を除く) ※先着順で受け付けし、申し込みが予算額に達した時点で締め切ります。

詳しくは、申請書と併せて配布するパンフレットをご覧ください。

上尾市環境推進大会2017

環境政策課 ☎77516925

☎7759872

6月は環境月間です。子どもから大人までが、環境の保全と創造について考え、行動する機会にしましょう。 ■6月3日(土)13時～15時30分(展示ロビー)12～16時 ■コミュニケーションセンター ■①第16回あげお環境賞授賞式②環境美化啓発ポスター表彰式と応募作品の展示③市内の環境活動などのパネル展示④堂本泰章さん(厚生系系保護協会事務局長)による講演「荒川エコロジカルネットワークについて」 ※手話通訳があります。



堂本泰章さん

地域の身近な相談役 民生委員・児童委員

福祉総務課 ☎7751118

☎7759846

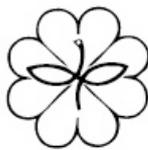
●地域で相談・支援を行うボランティア 民生委員・児童委員は厚生

労働大臣から委嘱され、住民の身近な相談役として各地域で福祉に関わるあらゆる相談に応じます。委員の中には、児童福祉に多く関わる主任児童委員もいます。

●相談の秘密 民生委員・児童委員は法律で「守秘(秘密を守る)義務」が規定されており、相談内容などの個人の秘密は固く守られます。相談が必要な場合には地区内の同委員を紹介しますので、福祉総務課へ問い合わせてください。

●5月12日は「民生委員・児童委員の日」 地域における民生委員・児童委員活動への理解を深めるため、5月12～18日の「民生委員・児童委員の日」活動強化週間では、民生委員・児童委員が公民館まつりやサロンなどに参加し、活動に関するPR活動を展開します。

(民生委員・児童委員のマーク)



幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

社会福祉基金活用事業の募集

福祉総務課 ☎7751118

☎7759846

善意による寄付からなる社会福祉基金を、高齢者・障害者・児童などの福祉向上につながる事業に助成します。 ■市内に活動の拠点があり、地域福祉活動を主に行う法人・NPO法人・市民団体 【対象事業】①地域福祉サービスを提供する事業②地域福祉向上のために行う事業 ※他の助成金・補助金を受けている事業、団体の親睦を目的とした事業などは対象外です。 【助成内容】障害者・高齢者・児童などの見守り支援や移動支援ボランティア、生活困窮世帯支援、地域の乳幼児支援など 【助成対象経費】報償費、旅費、需用費、役員費、使用料、賃借料 ※団体の資産形成となるような物品(1万円を超える備品などの購入は助成の対象外です。 【助成額】1団体10万円を限度 ※事業内容や事業規模により助成額が異なる場合があります。詳しくは問い合わせてください。 ■申請書(福祉総務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、添付書類を添えて5月31日(水)までに直接、福祉総務課へ ※審査の上、決定します。

市役所人事異動

職員課 ☎775-5112・☎775-9819



4月1日付で人事異動を行いました。異動総数は64人です。そのうち課長級(所属長・主席主幹)以上の異動は次のとおりです。

部長級

- ▽子ども未来部長兼福祉事務所長／柳真司
- ▽市民生活部長／石井孝浩
- ▽環境経済部長／磯越雄高
- ▽都市整備部長／猿田善勝
- ▽会計管理者／大室賢司
- ▽上下水道部長／田中貞夫
- ▽学校教育部長／今泉達也
- ▽市長政策室参事兼次長／山本由起子
- ▽環境経済部西貝塚環境センター所長／北川茂
- ▽都市整備部参事兼次長／小宮成司
- ▽選挙管理委

次長級

員会事務局長／矢嶋久司

▽農業委員
会事務局長／馬橋和裕

- ▽行政経営部次長兼財政課長／江戸将志
- ▽総務部次長兼総務課長／小林克哉
- ▽子ども未来部次長／石川克美
- ▽市民生活部次長／鮎谷浩
- ▽環境経済部次長／小川伸次
- ▽同部次長兼農政課長／比留間金吾
- ▽都市整備部次長兼河川課長／柳田浩史
- ▽消防本部次長兼予防課長／谷山勝造
- ▽東消防署長／内田雅彦
- ▽教育総務部主席副参事兼図書館副館長／鈴木利男
- ▽学校教育部次長／石川孝之
- ▽行政経営部副参事兼行政経営課長／堀口慎一
- ▽環境経済部副参事兼西貝塚環境センター次長／小幡俊明
- ▽上下水道部副参事兼経営総務課長／新井一頼
- ▽学校教育部副参事兼学務課長／伊藤潔
- ▽同部副参事兼指導課長兼教育センター所長／瀧沢葉子
- ▽監査委員事務局副参事兼次長／松本宣孝

課長級

- ▽市長政策室広報広聴課長／黒田正司
- ▽行政経営部納税課長／鈴木弘典
- ▽総務部契約検査課長／川井有規
- ▽子ども未来部子ども支援課主席主幹兼子ども・若者相談センター

- 所長／本橋則雄
- ▽健康福祉部福祉総務課長／町田明子
- ▽同部障害福祉課長／池田将寛
- ▽同部高齢介護課長／加藤浩章
- ▽市民生活部上尾駅出張所長／河原塚悟
- ▽同部大石支所長／酒匂誠一
- ▽同部上平支所長／湯本晃久
- ▽同部大谷支所長／杉山努
- ▽同部保険年金課長／戸國健一
- ▽都市整備部市街地整備課長／千葉浩
- ▽同部建築安全課長／川田康之
- ▽同部開発指導課長／奥隅雄一
- ▽同部みどり公園課長／市川喜雄
- ▽出納室長／野本千重子
- ▽上下水道部水道施設課長／濱野茂
- ▽同部下水道施設課長／吉川満
- ▽消防本部消防総務課長／関口一夫
- ▽東消防署管理課長／横山重一
- ▽同署消防第一課長／矢部千春
- ▽同署消防第二課長／設永豊
- ▽同署原市分署長／両瀬定司
- ▽同署上平分署長／関口祥一
- ▽西消防署消防第一課長／三ツ木伸行
- ▽同署消防第二課長／柳川幸助
- ▽同署大谷分署長／土屋達男
- ▽同署平方分署長／小川清純
- ▽議会事務局議会議務課長／加藤俊市
- ▽選挙管理委員会事務局長／木村一弘

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送

資産税課(土地) ☎77515133

(家屋) ☎77515134

☎7759846

5月1日(月)に、平成29年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を郵送します。次の①～⑥の場合には、資産税課へ連絡してください。①住所を変更した②納税通知書の宛名が死亡した人になっている③海外へ出国(居住・長期滞在)する予定がある④未登記の家屋を新築(増築)した⑤未登記の家屋の所有者を変更した⑥土地の利用状況を変更した、またはその予定がある

また、次の(1)(2)に該当する住宅は、平成29年度から「新築住宅」に対する固定資産税の減額措置の適用がなくなり、本来の税額になります。(1)平成25年1月2日～平成26年1月1日までに新築された一般の住宅(2)平成23年1月2日～平成24年1月1日までに新築された3階建て以上の耐火住宅など

※納付の方法・納期限については、9ページの「納税は期限内に」を参照してください。

